

人服第 8 6 3 9 号
1 9 . 9 . 3
一部改正 人服第 1 1 0 9 2 号
2 2 . 9 . 2
防人計第 1 5 2 8 2 号
2 7 . 1 0 . 1

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

人事教育局長

自衛官の外国勲章等の着用について（通知）

標記について、自衛官服装規則（昭和 3 2 年防衛庁訓令第 4 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり取り扱うこととされたので通知する。

なお、外国勲章等の受領について（人 1 第 6 5 1 号。4 1 . 1 2 . 3）は廃止する。

記

- 1 外国勲章等（外国の君主若しくは政府又は国際連合より授与される勲章、記章その他の栄典）を制服に着用する場合、自衛官は、別紙様式第 1 又は別紙様式第 2 による外国勲章等着用承認申請書（以下「申請書」という。）を順序を経て、防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、防衛監察本部若しくは各地方防衛局又は防衛装備庁（以下「機関等」という。）の長（防衛省本省の内部部局にあつては大臣官房長、陸上自衛隊にあつては陸上幕僚長、海上自衛隊にあつては海上幕僚長、航空自衛隊にあつては航空幕僚長をいう。以下同じ。）に提出して、防衛大臣の承認を受けるものとする。
- 2 機関等の長は、当該機関等に勤務する自衛官から前号の申請書を受け取った場合には、防衛大臣に進達する。ただし、国際連合より授与される記章の申請については、別紙様式第 3 により進達することができる。
- 3 第 1 号の申請に対する防衛大臣の承認又は不承認は、機関等の長を通じて行うものとする。

添付書類：別紙様式第 1 から別紙様式第 3

外国勲章等着用承認申請書

防衛大臣 殿

国王陛下
〇〇国〇〇 政 府 から贈与の〇〇勲章

の着用について、自衛官服装規則第4条第2項の規定に基づき、承認されたく申請いたします。

平成 年 月 日

職 名 階 級 氏 名 印

外国勲章等着用承認申請書

防衛大臣 殿

国際連合から贈与の国際連合記章（国際連合〇〇〇〇メダル）

の着用について、自衛官服装規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、承認されたく申請いたします。

平成 年 月 日

職 名 階 級 氏 名 印

外国勲章等着用承認申請書

防衛大臣 殿

下記の者の着用申請について、自衛官服装規則第4条第2項の規定に基づき、承認されたく申請いたします。

記

番号	氏名	階級	官職又は所属	記章
1	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇部〇〇課	国際連合〇〇〇〇メダル
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇機関等の長

印